

- 総合目標 5：我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界（世界経済）経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

総合目標の内容及び 目標設定の考え方

経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信託を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力の推進や、「質の高いインフラパートナーシップ」及び「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」によるインフラ投資等の取組を通じて、アジアを含む世界の成長力の取り込みを図るとともに、日本企業の海外展開支援を推進していきます。また、国際貿易の秩序ある発展のために、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進に取り組めます。

上記の「総合目標」を構成するテーマ

総5-1: 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む

総5-2: 国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む

関連する内閣の基本方針

- 「インフラシステム輸出戦略(平成25年5月17日第4回経協インフラ戦略会議決定、平成27年6月2日、平成28年5月23日、平成29年5月29日改訂)
- 「開発協力大綱」(平成27年2月10日閣議決定)
- 「質の高いインフラパートナーシップ」(平成27年5月21日公表)
- 「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」(平成27年11月21日公表)
- 「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」(平成28年5月23日公表)
- 「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)
- 「第193回国会 総理大臣施政方針演説」(平成29年1月20日)
- 「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)
- 「総合的なT P P等関連政策大綱」(平成29年11月24日T P P等総合対策本部決定)

テーマ 総5-1: 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む

取組内容

世界経済の持続的な発展等に向けては、世界経済に大きな影響を与える、米国、中国、欧州の政治経済の動向や、北朝鮮等の地政学リスクなどに十分に留意しつつ、国際社会が連携することが重要です。

こうした中、アジアにおける為替市場の安定、またその前提となる国際金融システムの安定を実現し、開発途上国における貧困の問題や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題の解決を図ることにより、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すため

の取組を進めることが重要です。

このため、我が国は、G20（用語集参照）、G7（用語集参照）における国際的な議論に、本年12月よりG20の議長国を務める立場から、国際的な議論を主導し、積極的に参画していきます。また、経済の信託と金融の安定を促進する観点から、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行っていきます。

また、特に我が国との関係が深いアジア経済の持続的発展に貢献することは、我が国経済の発展にもつながる重要な取組です。そのため、ASEAN（東南アジア諸国連合）+3（日中韓）（用語集参照）等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、アジア各国との二国間の会議を積極的に推進することで、アジア諸国との関係を更に深化、拡大させていきます。また、関係省庁や関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していきます。

さらに、平成28年5月の伊勢志摩サミットに向けて安倍総理大臣より発表され、「経済財政運営と改革の基本方針2017」等でも掲げられている「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を推進し、「質の高いインフラ投資」を促進すること等を通じて、アジアを含む世界の成長力の取り込みを図っていきます。

また、「未来投資戦略2017」や「インフラシステム輸出戦略」で掲げられた、2020年に30兆円のインフラシステムの受注を実現するとの目標に向け、関係省庁、関係機関及び関連民間企業等と連携して、日本企業の海外展開支援を推進していきます。

定性的な測定指標

〔主要〕 総5-1-B-1:世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への参画

(指標の内容)

世界経済の持続的発展等を目的として、G20、G7等の国際的な枠組みにおいて積極的に貢献するとともに、国際機関及び各国の財務金融当局との政策対話も積極的に行っていきます。

(指標の設定の根拠)

国際金融システムの安定等を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

〔主要〕 総5-1-B-2:アジアにおける地域金融協力の推進

(指標の内容)

ASEAN（東南アジア諸国連合）+3（日中韓）等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、アジア各国との二国間会議を積極的に推進し、アジア諸国との関係の深化・拡大に貢献していきます。また、関係省庁及び関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していくこと等を通じて、アジア経済の持続的発展に貢献していきます。

(指標の設定の根拠)

我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力を推進することは、地域金融市場の安定化のために重要なためです。

〔主要〕 総5-1-B-3:「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」の推進

(指標の内容)

平成28年5月に公表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を関係省庁等と連携しながら着実に実施し、「質の高いインフラ投資」を世界各国へ提供すること等を通じて、各国の更な

	る成長に貢献していきます。
	(指標の設定の根拠) 途上国・新興国などは膨大なインフラ需要を抱えており、その持続的な成長に向けて「質の高いインフラ投資」を推進する取組が重要であるためです。
	[主要] 総5-1-B-4: 日本企業の海外展開支援の推進
	(指標の内容) 「未来投資戦略2017」等を踏まえ、関係省庁、関係機関及び関連民間企業等と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進し、日本全体の経済成長の実現に貢献していきます。
	(指標の設定の根拠) 新興国を中心とする世界の市場の成長を取り込むために、日本企業が持つ高い技術力等の強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要であるためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「最近の世界経済動向」 ○参考指標 2 「欧州における国債市場の動向」 ○参考指標 3 「途上国の貧困削減状況」 ○参考指標 4 「テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数」 ○参考指標 5 「海外インフラ案件の受注金額」
テーマ	総5-2: 国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む
取組内容	<p>自由で公正な貿易は世界経済成長の源泉であり、我が国は、従来から、WTO（用語集参照）を中心とする多角的な自由貿易体制を推進しています。そうした中、WTO交渉が実質的に停滞し、新たな枠組として、基本的価値を共有し、志を同じくする国々の共通ルールを作るため、近年、経済連携交渉を積極的に進めてきています。</p> <p>一方、主要国においては、英国がEUからの離脱に向けた交渉を行い、米国がTPP（環太平洋パートナーシップ協定）（用語集参照）からの離脱を表明するなど、世界的な保護主義の懸念が高まりつつあります。</p> <p>このような状況下で、平成29年12月に日EU・EPA（用語集参照）が交渉妥結に至り、平成30年3月には我が国が議論を主導してきた11か国によるTPP協定が署名されました。これらは、世界的に保護主義的な動きが広がりを見せる中で、自由貿易の旗を高く掲げ続け、我が国が率先して世界に範を示すものであり、両協定の発効と効果的な実施に向けて、積極的に取り組んでいます。</p> <p>世界経済の成長の源泉を豊かなものとするため、「自由で公正な経済圏」を創り上げることを目指して、関係省庁と連携しつつ、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進していきます。</p> <p>また、貿易大国である我が国として、税関分野における貿易円滑化の推進に積極的に取り組んでいきます。</p>

定性的な測定指標

[主要] 総5-2-B-1:国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組

(指標の内容)

WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、これらを通じて、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。

(指標の設定の根拠)

世界的な保護主義の懸念が高まりつつある中で、世界経済の成長の源泉を豊かなものとするため、「自由で公正な経済圏」を創り上げることが重要であるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標1 「日本の貿易総額に占めるEPA締結国・地域の割合」

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課）、関税局（関税課、参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施予定時期	平成31年6月
--------------	---	-------------------	---------